2　登録試験機関は、法第三十条の八第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣に提出しなければならない。
一　選任又は解任された役員又は試験委員の氏名
二　選任又は解任の年月日
三　選任又は解任の理由
四　選任の場合にあつては、選任された者の略歴
五　役員の選任の場合にあつては、当該役員が法第三十条の六第一号に該当しない者であることを誓約する書面
六　試験委員の選任又は解任の場合にあつては、法第三十条の七第一項第一号に掲げる科目について、試験委員により問題の作成及び採点が行われるものであることを証する書類

（試験業務規程の認可の申請）

第四十八条の十　登録試験機関は、法第三十条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、試験業務規程認可申請書（様式第十二号の三）に、試験業務規程を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2　登録試験機関は、法第三十条の九第一項後段の認可を受けようとするときは、試験業務規程変更認可申請書（様式第十二号の四）に、試験業務規程（変更に係る部分に限る。）を添えて、厚生労働大臣に提出しなければならない。

（試験業務規程の記載事項）

第四十八条の十一　法第三十条の九第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　資格試験業務を行う時間及び休日に関する事項
二　資格試験業務を行う場所及び試験地に関する事項
三　資格試験業務の実施の方法に関する事項
四　資格試験業務の信頼性を確保するための措置に関する事項
五　試験の受験の申込みに関する事項
六　試験の受験手数料の額及びその収納の方法に関する事項
七　試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法に関する事項
八　終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表に関する事項
九　試験の合格証明書の交付及び再交付に関する事項
十　試験委員の選任及び解任に関する事項
十一　資格試験業務に関する秘密の保持に関する事項
十二　不正受験者の処分に関する事項
十三　資格試験業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
十四　法第三十条の十一第一項に規定する財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項
十五　その他資格試験業務の実施に関し必要な事項

（業務の休廃止の許可の申請）

第四十八条の十二　登録試験機関は、法第三十条の十の許可を受けようとするときは、資格試験業務休止（廃止）許可申請書（様式第十二号の五）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第四十八条の十三　法第三十条の十一第二項第三号の厚生労働省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第三十条の十一第二項第四号の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるもののうち、登録試験機関が定めるものとする。
一　送信者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿の備付け等）

第四十八条の十四　法第三十条の十六の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　試験年月日
二　試験地
三　受験者の受験番号、氏名、生年月日、住所及び合否の別
四　前号の受験者の試験の合格年月日

2　前項各号に掲げる事項が、電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録され、必要に応じ登録試験機関において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもつて帳簿への記載に代えることができる。

3　登録試験機関は、帳簿（前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を、資格試験業務の全部を廃止するまで保存しなければならない。

4　登録試験機関は、次に掲げる書類を備え、試験を実施した日から三年間保存しなければならない。
一　試験の受験申込書及び添付書類
二　終了した試験の問題及び答案用紙

（立入検査を行う職員の証明書）

第四十八条の十五　法第三十条の十七第二項の身分を示す証票の様式は、様式第十二号の六によるものとする。

（キャリアコンサルタントの登録）

第四十八条の十六　法第三十条の十九第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
一　生年月日
二　性別
三　住所
四　事務所の名称

2　法第三十条の十九第一項の登録を受けようとする者は、キャリアコンサルタント登録申請書（様式第十二号の七）を厚生労働大臣に提出しなければならない。

3　前項のキャリアコンサルタント登録申請書には、キャリアコンサルタント試験の合格証の写し（次条第五項の規定の適用を受ける者にあつては、当該合格証の写し及び同条第一項に規定する講習の修了証（同条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者にあつては、これに代わるべき書面）を添付しなければならない。

（講習）

第四十八条の十七　法第三十条の十九第三項の更新を受けようとする者は、法第三十条の二十のキャリアコンサルタント登録証（以下「登録証」という。）の有効期間が満了する日の五年前から同日までの間に、次の各号に掲げる講習ごと当該各号に定める時間以上の講習を受けなければならない。
一　労働関係法令その他キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な知識の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの　八時間
二　キャリアコンサルティングを適正に実施するために必要な技能の維持を図るための講習として別に厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣が指定するもの　三十時間

2　キャリアコンサルティングに関し、一級の技能検定に合格しているキャリアコンサルタントにより行われるキャリアコンサルティングの実務に関する指導又はキャリアコンサルティングの実務は、前項第二号の規定の適用については、十時間以内に限り講習とみなす。

3　キャリアコンサルティングに関し、一級又は二級の技能検定に合格した者に対しては、当該合格の日から五年以内に限り、第一項の講習を免除する。